

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年8月11日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中8名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 由 喜 門 尊

小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正 久 山 英 之

欠席委員

宮 本 英 美

藤 原 由 果

大 森 茂 利

4. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第5回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。台風が去り、落ち着いては来ておりますが、今後、秋雨前線が活発化するようなので皆様、気を付けて生活を願いたします。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願いします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、宮本、藤原、大森委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては藤原会長よりよろしくお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに小林委員、由喜門委員、よろしくお願いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】
- 譲受人「牛窓町牛窓■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓1370-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は7,70㎡。「牛窓町牛窓1371-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は50㎡。「牛窓町牛窓3396-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,132㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は8,851㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。
- 第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
- 第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。
- 第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人と譲受人は兄弟。実際に耕作を行っている譲受人へ所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「岡山市北区撫川■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。

譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。農

地の所在地は「牛窓町牛窓8 1－1」。登記、現況地目はいずれも

「畑」。面積は2, 1 2 9 m²。「牛窓町牛窓9 1－1」。登記、現況

地目はいずれも「畑」。面積は8 1 1 m²。「牛窓町牛窓9 5－1」。

登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は4 4 7 m²。「牛窓町牛窓9

7－1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は4 1 2 m²。「牛

窓町牛窓9 8－1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2 2

0 m²。譲受人の農地までの距離は3 0 k m。耕作面積は5, 2 1 9 m²

となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由

は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの

です。なお、所有権移転によるもので1 0 a あたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、前回総会で許可した案件の譲受人が変更したもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【3番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町鹿忍■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍7 1 2 0」登記、現況地目はいずれ「田」。面積は1, 737㎡。譲受人の農地までの距離は400m。耕作面積は42, 716㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えてはいないが、農地法施行令第2条第3項第3号の特例に該当する。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、利用権設定による耕作者が所有権を取得するもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4 番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜 6 8 7 3－1 6」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は 1, 8 9 0 m²。譲受人の農地までの距離は 3 0 0 m。耕作面積は 4 7, 4 4 9 m²となっております。家族数及び耕作者数はいずれも 4 名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 1 0 a あたり ■ ■ となっております。

第 2 項第 1 号について、譲受人の「■■ ■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 項第 2 号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第 2 項第 3 号について、信託ではないので適用はありません。

第 2 項第 4 号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第 2 項第 5 号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第 2 項第 6 号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第 2 項第 7 号について、譲渡人が今後耕作を行わないため、譲受人に所有権移転するもの。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の森部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5 番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山市東区水門町■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町磯上 7 0 9－1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 2, 4 8 0 m²。「長船町磯上 7 4 9－1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 7 9 6 m²。「長船町磯上 7 6 3－1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 8 4 1 m²。「長船町磯上 7 6 5－1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は 1, 5 3 4 m²。「長船町磯上 1 0 0 5－1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は

935㎡。「長船町磯上1005-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は305㎡。「長船町磯上1006」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は132㎡。譲受人の農地までの距離は5m。耕作面積は42,638㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が管理することが出来なくなったことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の安木委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山市東区水門町■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」農地の所在地は「長船町磯上907」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は628㎡。「長船町磯上1240-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は424㎡。「長船町磯上1240-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は224㎡。「長船町磯上1240-3」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は4.54㎡。譲受人の農地までの距離は130m。耕作面積は6,385㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」に

よるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が管理することが出来なくなったことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」農地の所在地は「長船町土師2134-6」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は21㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は6,348㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人の自宅が隣接しているため、譲受人が管理するための所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人と譲渡人は兄弟で、実際に耕作を行っている譲受人へ農地を譲り渡すとのこと。各案件とも特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。6月総会で一度許可した案件について農業委員会に前回の許可の取止め書の提出があり、この度譲受人を変更し再度申請したものです。内容は前回と同じもので、長年耕作放棄となっていた農地について譲受人がレモン栽培を行うとのこと。特に問題はないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件についてお願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。譲受人は以前より利用権設定し、耕作を行っており、譲渡人も今後耕作を行う予定もないことからこの度買い取って引き続き耕作を行うとのこと。特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。譲渡人はこの申請農地について自分で耕作することをやめるため、自分の代わりに耕作をしてくれる人と

して、申請農地の隣接地の耕作者である譲受人に相談したところ話がまとまりました。特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について、お願いします。

事務局 5番案件についてご説明します。譲渡人は■■■■で約4丁の農地を現在耕作しており、磯上の農地まで管理することができず、代わりの耕作者を探していたところ、今回の譲受人と協議をすることができ、話がまとまりました。特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について、お願いします。

事務局 6番案件についてご説明します。5番案件と同じく、譲渡人は■■■■で約4丁の農地を現在耕作しており、磯上の農地まで管理することができず、代わりの耕作者を探していたところ、今回の譲受人と協議をすることができ、話がまとまりました。特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番案件について、お願いします。

事務局 7番案件についてご説明します。譲受人の家のすぐ横の農地であり、家が近く管理もしやすくなるため、譲渡人と話がまとまりました。特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から7番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓4814」。地目は「畑」。面積は479㎡。転用目的は「ドッグラン」。農地区分は第3種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地であります。資料8ページをご覧ください。ヤマト薬局から北西に約70mのところに位置しております。

- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1 番案件について、お願いします。
- 事 務 局 1 番案件についてご説明します。譲受人は漢方系の薬局を経営しています。空いている農地の有効活用を考え、近隣には無いドッグランを設営し、近隣住民やペット連れで旅行にきた方々に利用してもらうこと、また心のケアが必要なお客様にたいして、動物や自然との触れ合いを行うことで心身のバランスを整える事も含め計画したそうです。隣地との影響も無く排水関係についても問題ありません。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、1 番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- それでは議案資料4～6 頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。
- 【1 番案件】
- 譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市東区東幸西■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓4 8 1 2－1」。地目は「田」。面積は4 6 9 m²。「牛窓町牛窓4 8 1 3－1」。地目は「田」。面積は5 9 8 m²。「牛窓町牛窓4 8 1 5」。地目は「田」。面積は2 3 1 m²。「牛窓町牛窓4 8 1 6」。地目は「畑」。面積は3 2 8 m²。「牛窓町牛窓4 8 1 7－1」。地目は「畑」。面積は1 6 9 m²。転用目的は「ドッグラン」。農地区分は第3種農地で1 0 a あたりの収量は米4 2 0 k g 及び普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので1 0 a あたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料9 ページをご覧ください。ヤマト薬局より北西へ約7 0 m ところに位置しております。

譲受人「岡山市南区当新田 1 2 8 - 2 建設業 株式会社 大原組
代表取締役 大原 智彦」。譲渡人「邑久町下笠加■■■■ ■■ ■■
■■ ■■ ■■■■■■、宮崎県小林市真方■■■■ ■■■■ ■■
■■ ■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町下笠加 8 1 6」。地目
は「田」。面積は 3 9 2 m²。譲渡人「邑久町下笠加■■■■ ■■
■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町下笠加 9 8 - 1」。地目は
「田」。面積は 2, 2 5 5 m²。「邑久町下笠加 9 8 - 2」。地目は
「田」。面積は 3 5 5 m²。転用目的は「事務所兼倉庫」。施設の概要
は「事務所兼倉庫 1 棟 4 5 0 m²、駐車場 5 7 5 m²」農地区分は
第 2 種農地で 1 0 a あたりの収量は米 4 0 0 k g となっております。
資金は、自己資金が■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。
なお、所有移転によるもので 1 0 a あたり■■ ■■となっております。
また、農用地区域外農地であります。資料 1 0 ページをご覧ください。
岡山学芸館高等学校グラウンドより南西へ約 3 5 0 m ところに位置しております。

譲受人「邑久町庄田■■■■■■■ ■■■ ■■■■■■■ ■■ ■
■■ ■■」。譲渡人「邑久町庄田■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町庄田 1 1 4 2－4」。地目は「畑」。面積は1 3 m²。「邑久町庄田 1 1 4 3－2」。地目は「畑」。面積は5．7 5 m²。転用目的は「庄田地区集会場」。施設の概要は「平屋建 1 棟 7 0．8 0 m²」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、補助金が■■ ■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。場所につきましては、資料1 1 ページをご覧ください。朝日寺から南へ約3 0 mところに位置しております。

譲受人「倉敷市粒江20-50 鉄工業 株式会社 アクシア 代表取締役 河田 和紀」。譲渡人「長船町東須恵■■■■■ ■■ ■■ ■■■」 「長船町東須恵■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」 「長船町東須恵■■■■■ ■■ ■■ ■■■」 「長船町東須恵■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町東須恵1148-1」。地目は「田」。面積は1, 147㎡。「長船町東須恵1142」。地目は「田」。面積は329㎡。「長船町東須恵1144」。地目は「田」。面積は129㎡。「長船町東須恵1145-1」。地目は「田」。面積は314㎡。「長船町東須恵1146-1」。地目は「田」。面積

1」。地目は「田」。面積は841㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 4棟 211.97㎡」。建ぺい率は「28.70%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は、自己資金が■ ■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。場所につきましては、資料14ページをご覧ください。セブンイレブン瀬戸内豆田店から北へ約230mところに位置しております。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1～6番案件について、お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人は漢方系の薬局を経営しています。空いている農地の有効活用を考え、近隣には無いドッグランを設営し、近隣住民やペット連れで旅行にきた方々に利用してもらうこと、また心のケアが必要なお客様にたいして、動物や自然との触れ合いを行うことで心身のバランスを整える事も含め計画したそうです。隣地との影響も無く排水関係についても問題無いのでよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲受人である大原組は岡山市の会社ですが、この度、事業規模の拡大に伴い新たな営業所兼倉庫を建てる土地を探していたところ、申請地が立地条件等にも適していることから計画したそうです。またこの計画を実行するため、自治会との協議もしっかりやられており、自治会の要望をきちんと取り入れてくれたため、問題はないかと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。今回の申請は既存の集会場の建て替えとなります。排水は今まで通りで日照についても同様に問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。今回の申請地は排水関係の問題が一番となります。業者による地元事業説明会にて排水関係についてしっかりするようにと伝えており、業者からも、工業用排水は無く、生活雑排水と山からの雨水のみと説明を受けております。金属的なゴミに

については専門業者に引き取ってもらう手はずとなっています。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5～6番案件について、お願いします。

事務局 5番案件についてご説明します。申請地の周辺も住宅街となっており、場所的には特に問題なく、また排水についても問題ないということです。

事務局 6番案件についてご説明します。こちらについても集落に近い場所となっており、問題ありません。排水や隣接農地についても支障がないのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案、1番案件から6番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第5条許可申請について、1番案件から6番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料7頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。9月の通常総会については9月14日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議

長

おります。10月の通常総会につきましては、10月12日火曜日に
瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度
8月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和3年8月11日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員